

秋田県告示第468号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成27年10月30日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀井 啓一

- 1 処分をした年月日
平成27年10月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
工藤住宅産業株式会社
秋田市保戸野中町5番11号
代表取締役 進 藤 繁 政
秋田県知事許可（般-26）第81271号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成27年10月8日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第469号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成27年10月30日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀井 啓一

- 1 処分をした年月日
平成27年10月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社工藤住宅
秋田市旭北栄町1番46号
代表取締役 工 藤 信 高
秋田県知事許可（般-22）第80892号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成27年10月8日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。